

市道の路線変更について

市道の路線を次のとおり変更する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

変更しようとする路線は、道路計画等に伴い、路線を変更する必要性が生じたので、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を経ようとするものである。

路線名 路線番号	前後	起 点	終 点
日羽支線3095号道	前	総社市日羽1848番1地先	総社市日羽1907番地先
40-3095	後	総社市日羽1848番1地先	総社市日羽1907番地先

路線変更の後
路線番号
起終
道路計画等の内容:既存道路

号:40-3095
名:日羽支線3095号道
点:総社市日羽1848番1地先
点:総社市日羽1907番地先

